

岐阜県公報

目次

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	ページ
訓令 甲		
岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令	(管財課)	二
岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令	(同)	二

告示

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項の表教育長の項中「、伊自良青少年の家所長、関ヶ原青少年自然の家所長、土岐少年自然の家所長、御嶽少年自然の家所長」及び「、ミュージアムひだ館長」を削る。

別記第三号様式中「5 部回の許可撤令番号」を「5 前回の許可撤令番号」に改める。
6 差押使用料

この規則は、公布の日から施行する。

附則

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び総務部管財課総括管理監」を、「総務部管財課総括管理監及び総務部管財課施設改革企画監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県健康科学センターの項の次に次のように加える。

アネックス・テクノ2

各務原市テクノプラザ

情報技術研究所長

別表河川環境研究所の項中「総務課長」を「所長」に改め、同表情報科学芸術大学院大学の項中「総務課長」を「事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県国有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表現地用自動車の項第一号中「保健所に置かれる事務所にあつては生活衛生課長又は衛生健康課長」を「総務課長が置かれない保健所及び保健所に置かれる事務所にあつては生活衛生課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
編集所 岐阜県庁
編集者 ブイ・アール・テクノセンター